資料2（議事2）

１．　大分市まちづくり自治基本条例について

１．大分市まちづくり自治基本条例とは

まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政が一緒に自治（市民主体のまちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

平成２３年度までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

２．大分市まちづくり自治基本条例の必要性

地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化が進む中、厳しい財政状況により、政策の選択と集中を余儀なくされている行政が行う取り組みのみでは、全ての市民ニーズに対応することが難しくなっていることから、政策の形成過程等から市民が関わることができるように、基本的な方針などを明らかにすることも求められています。

このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。

３．大分市まちづくり自治基本条例制定の経過

大分市における自治基本条例の取組は、平成１９年度に庁内の職員で構成する「大分市自治基本条例庁内研究チーム」を立ち上げ、他都市の状況等について調査・分析を行ったことから始まりました。その後、平成２０年度に市民、議会、行政から構成される「大分市自治基本条例検討委員会」を立ち上げ、約４年に亘り延べ９３回の会議を開催する中で条例（素案）を練り上げるとともに、延べ２２会場での市民意見交換会の開催や２度の市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、平成２４年に条例化に至りました。

４．大分市まちづくり自治基本条例ができた後のまちづくり

本条例に規定される内容の大部分は、条例制定前から既に大分市においても取り組まれているものではありますが、大分市のまちづくりに必要な情報を共有することで、市民参画の機会が確保され、また、市民の意見がより市政に生かされるようになることから、これまで以上に、市民主体によるまちづくり の推進につながるものと考えています。

５．大分市まちづくり自治基本条例の見直しに係るこれまでの検討

本条例の附則において、「５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずる」と規定されていることから、平成２８年度に１回目の、令和３年度に２回目の見直しに係る検討を行いました。

検討に当たり、学識経験者や各種団体の代表者、一般公募の市民等を委員とする大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（以下「検討員会」という。）を設置する等、広く市民の意見を聴きながら慎重に検討を行いました。

検討委員会において検討を進めた結果、平成２８年度は「運用面において創意工夫が必要な部分があるものの、条文そのものの修正は不要」と、令和３年度は「現在のところ、大分市の自治の基本理念等を再考するほどの社会情勢の変化はなく、条文を見直す必要はない」との結論に至り、その提言を受け、平成２８年度と令和３年度に、大分市として「条例の改正はしない」との決定に至りました。

2．大分市まちづくり自治基本条例のポイント

①自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指す

ために市民主体でまちづくりを行う

②自治の基本原則

○市民総参加の原則

大分市のまちづくりに全ての市民が参加することができることを示しています。

○情報共有の原則

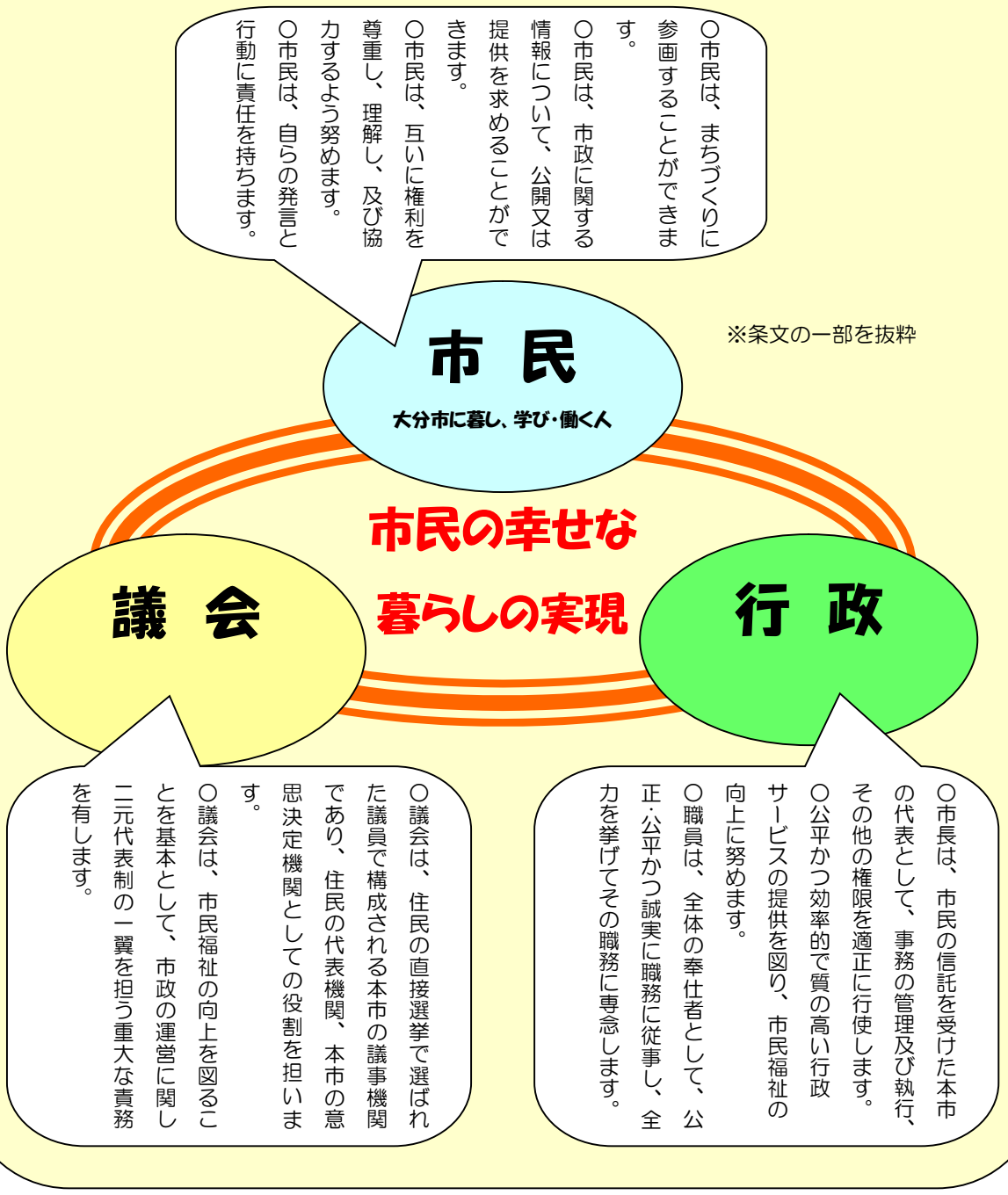
大分市のまちづくりに必要な情報は皆で共有し、役立てていくことを示しています。

○協働の原則

大分市のまちづくりに取り組むにあたっては、市民、議会、行政がそれぞれの役割分担の下、一緒になって行動していくことを示しています。

③市民・議会・行政の役割と責務

大分市まちづくり自治基本条例制定後の大分市では、以下の役割分担が求められます。



大分市まちづくり自治基本条例の構造図

前　　文

市民として、本市の豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定することを宣言しています。

第1章　総則

１　目　　的

（市民主体による自治の実現を図ることを目的としています。）

２　定　　義

（「市民」、「市長等」、「協働」、「総合計画」の定義付けをしています。）

第2章　理念及び原則

３　基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体のまちづくり

４　基本原則

市民総参加の原則
情報共有の原則
協働の原則

第3章　役割等

市　　民

5　市民の権利
6　市民の責務

議　　会

7　議会の基本的役割と責務

市　長　等

8　市長等の基本的役割と責務
9　市長の基本的役割と責務
10　職員の責務

第4～6章　自治の仕組み

第４章　行政運営

（計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政評価や情報公開など市民に開かれた行政運営の仕組み等を規定しています。）

11　総合計画
　（総合計画の策定）
12　財政運営
　（財政収支の中間見通しの公表）
13　政策法務
　（大分市若者応援条例等の条例の制定）
14　条例の制定等の手続
　（パブリックコメントの実施、市民参画による検討委員会の設置、住民説明会の実施）
15　行政評価
　（行政内の内部評価、市民参画の外部行政評価委員会による外部評価　の実施）
16　行政手続
　（許認可等の行政処分の実施）
17　情報公開
　（情報公開の実施）
18　個人情報の保護
　（個人情報保護制度に関する啓発、研修・情報セキュリティ対策　の実施）
19　権利保護及び苦情対応
　（不服申し立てへの対応、市民相談の実施）
20　危機管理体制の整備等
　（災害対策本部体制の確立、災害時応援協定の締結）
21　行政組織の編成
　（機構改革の実施、プロジェクトチームの設置）

※数字は条文Ｎｏを示します。　※（）は、主な取組です。

第４～６章　自治の仕組み

第５章　市民参画等

〔市民のまちづくりへの参画や意見を述べる機会の確保など、市政への参画の仕組み等を規定しています。〕

22　市民参画
　　（あなたが支える市民応援活動事業、自分とマチを彩る若者会議　の実施）
23　協働の推進
　　（地域まちづくり活性化事業、地域ふれあいサロン事業　の実施）
24　市民提案
　　（あなたのアイデア提案制度の実施、まちづくり出張教室の開催）
25　市民意見の聴取
　　（パブリックコメント、各種アンケート　の実施）
26　住民投票
　　（これまでの実績はなし）
27　審議会、懇話会等
　　（大分市総合計画検討委員会等の各種検討委員会・審議会の設置）

第６章　まちづくりの推進

〔地域コミュニティの支援や多様な文化の尊重など、さらなるまちづくりへの取組を規定しています。〕

28　都市内分権
　　（地域づくり交付金事業の実施）
29　地域コミュニティ
　　（地域まちづくり活性化事業の実施）
30　連携及び協力
　　（大分都市広域圏の形成、姉妹都市との国際交流の実施）
31　多様な文化の尊重等
　　（人権教育・啓発の促進、国際理解教育の推進）

第７章・附則

32　この条例の位置付け

〔本市の自治の最高規範であることを規定しています〕

附　　則

施行期日
この条例の見直し

※数字は条文Ｎｏを示します。　※（）は、主な取組です。